

後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



All For One

2021年10月1日

発行所

オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目22番2号

ゼルコパビル4階

Tel.0423000255 fax0423000256

office@kunimatu.jp

温暖化の影響からか、10月になっても台風や大雨の心配をしなければならない昨今の状況に、いつも心を痛めます。皆さまお変わりなくお元気にお過ごしでしょうか。コロナとは長期スパンでのつきあいを考えた方が良さそうですが、感染予防に気をつけながら前向きに楽しみを見出しながらお暮らしいただきたいと思っています。

さて、成年後見制度、特に法定後見は利用するかどうか慎重に検討した方が良いでしょう。

自宅を売却するために親の後見人になったけれど、売却が終わった後も後見人として業務を続けなければならないなんて聞いていなかった、成年後見はすぐやめられると思っていたのに、という嘆きの声をよく聞いたものです。何が大変かという、家庭裁判所に年に1度、業務報告する義務があることです。

加えて、案件が複雑だったり、財産が多かったり、家族の足並みが揃っていなかったりすると、監督人がつきますから、監督人には後見人は基本的には3ヶ月に1度報告しなければならないので、さらに大変です。

本当に成年後見が必要なのか、代替手段はないのか、今動かなければならないのかなど、私のような専門家に相談しながら慎重に進めていただきたいと思います。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

実は、後見制度の利用に当って誤解されやすいことがいくつかあります。

そのうち、制度の利用までには時間が掛かることや不動産の処分にも家庭裁判所の許可が必要となることについては前号でも触れています。つまり、「まだ大丈夫」「いつかは～」といながらも、関係者が【本人の世話をすることができなくなってから申し立てをすれば良い】と考えていると、必要な対応が手遅れになることにもなりかねません。

他にもよく聞かれる内容について、今回はお話ししましょう。

① 成年後見制度の利用はいつでも止められる?! → そうではありません

◆ 法定後見制度の場合・・・家庭裁判所は、その開始の原因が消滅した場合（例：本人の精神上的障害が回復して判断能力を取り戻した場合）でなければ審判を取り消すことはありません。このような原因が消滅しなければ、法定後見は本人が死亡するまで続きます。「面倒だから」「やっぱり利用する必要は無かった」など、親族側の勝手な理由で止めることはできません。

② 後見人になっていれば相続の時に有利になる?! → 有利になるとは言えません

そもそも成年後見制度は、本人のために利用する制度です。相続財産を多く残そうとして、本人に必要な支出を避ける後見人もいますがそれは職務の在り方として問題があります。また、後見人として本人のために支出した費用であっても、本人が死亡され相続が開始した時に相続人である親族からその支出が妥当であったかどうか？を問われることが起こるなど、むしろ嫌な思いをすることも少なくありません。

③ 後見人になれば本人の代わりに遺言書を作成することができる?! → 後見人が本人の代わりに遺言書を作成することはできません

認知症の親に代わって、子が自分自身に有利な遺言書を作るために後見人等になりたいというお話も聞いたことがあります。遺言書の作成は後見人等の権限が及ばない事例です。代理作成することはできません。つまり、遺言書作成のために法定後見制度を利用することはできないのです。なお、成年被後見人であっても、判断能力を一時回復した時であれば遺言をすることができることになっています。（民法973条1項）ただし、この場合の判断能力の回復について2人以上の医師が立ち会い確認をする必要があり、かつ、判断（事理弁識）能力を欠く状態になかったことを遺言書に付記しなければなりません。（民法973条2項）

★LINE公式
アカウント★

@965ehhek



ぜひ友達登録を
お願いします
(≧▽≦)～!!

YouTube

国松偉公子の
相続相談室



★こんな時どうす
ればいいのか?解決
のヒントが!★

① について「任意後見制度」の場合は?

任意後見契約が発効している場合は正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本人又は任意後見人が解除することができます。契約締結のみで、発効前であればいつでも本人・任意後見受任者双方から解除できます。

